

【高師泰奉書】
こうのもろ やす ほう しょ

雜仕并雜色小舍人等給物用途
事、御事書如此、早成田四郎五郎
入道相共、宛課和泉国地頭御家人
等人別壺貫文、来七月中可被
執進之、且所被差下小舍人六郎
・為光・藤三・清次也、嚴密可被催促、
若有難涉之輩者、守被定下之旨、
致其沙汰、載起請之詞可被注申、使節
緩怠者、可被処罪科之状、依仰執達如件、

(二三四七)

貞和三年五月十三日 越後守(花押)

(高師泰)

田代豊前又次郎入道殿